

事業登録申請の手引き (建築物空気環境測定業)

令和 7 年 4 月

大津市保健所 衛生課

目 次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 一般的な手続きについて・・・・・・・・・・ p2
- 登録の申請方法及び登録基準について・・・・・・・・ p3～p5
- その他必要な手続きについて・・・・・・・・ p6～p7
- 各種申請書等の様式について・・・・・・・・ p8～p17
- 登録申請書の記載例について・・・・・・・・ p18～p23

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階

TEL：077-522-7372

FAX：077-522-7373

はじめに

建築物における衛生的環境の確保に関する事業（建築物管理業）の登録は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に規定する以下の 8 事業について、大津市保健所長に申請することにより受けることができます。

なお、本登録を受けなければ当該事業を行うことができないというものではありませんが、登録を受けたもの以外は登録を受けた旨の表示をすることはできません。

～建築物管理業の登録制度～

ビル等の建築物の維持管理には専門的知識や経験、特別な機械器具等が必要となることから、その業務を第三者に委託されることがあります。これら業者の資質の向上と従事者の技術・技能の向上を図ることを目的として、一定の基準を充足していることを要件とする登録制度が設けられたものです。

なお、この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法等に関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます。

（１）登録を受けられる事業

事業	業務内容	手数料
建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）	37,000 円
建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境（温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流）の測定を行う事業	37,000 円
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業	37,000 円
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業	37,000 円
建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽（受水槽、高置水槽等）の清掃を行う事業	37,000 円
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業	37,000 円
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業	37,000 円
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業	47,000 円

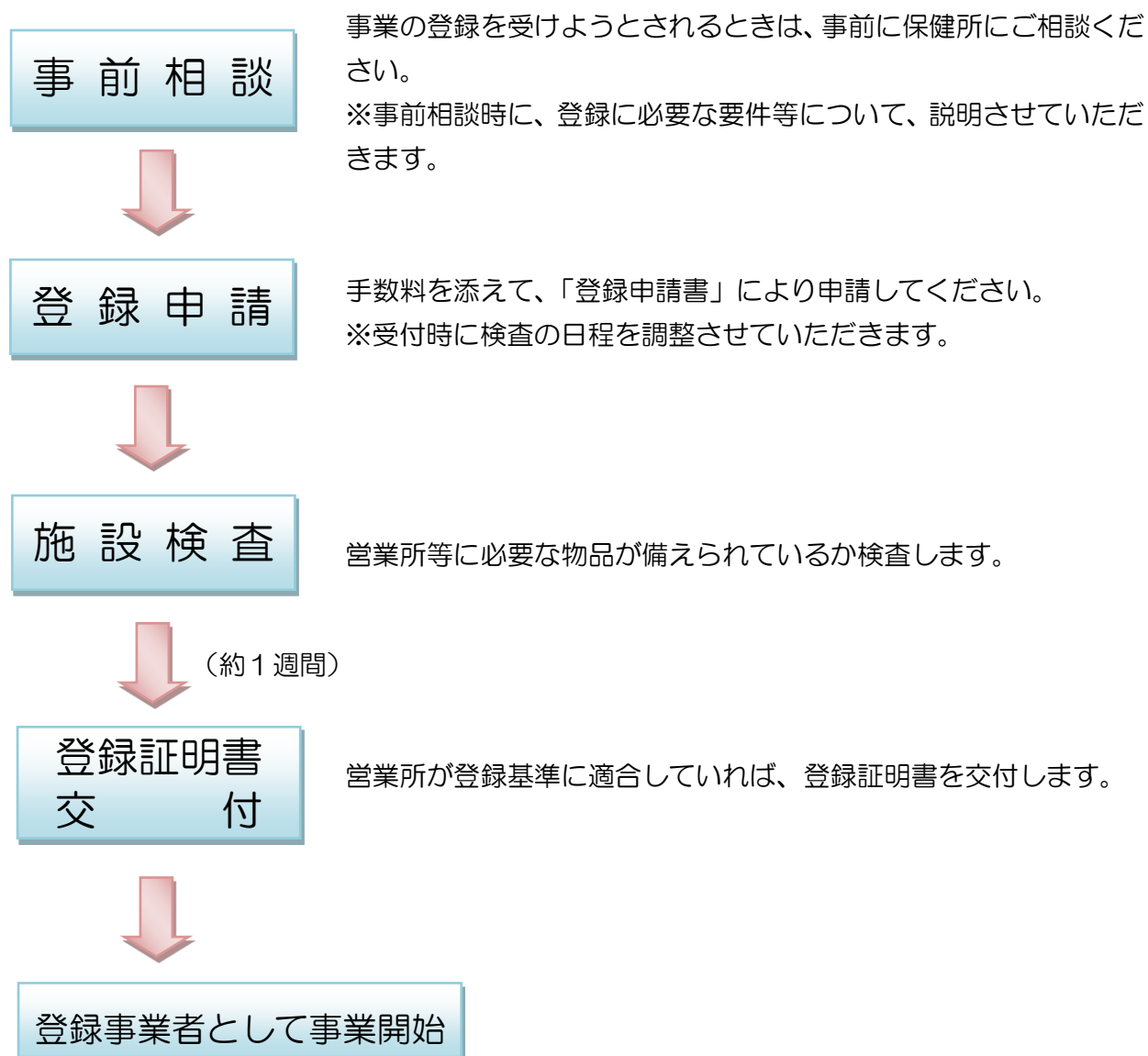
（２）営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心と見られる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

（３）登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から６年間であり、この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受ける必要があります。

１．一般的な登録手続きの流れ



2. 登録の申請方法

建築物空気環境測定業の登録及び再登録を受けようとするときは、おおむね2週間前までに申請してください。

【申請に必要なもの】

○手数料（37,000 円）

○登録申請書（様式第4号）

○添付書類（記載例を参考に記載してください。）

- ・設備・機器名簿
- ・監督者等名簿
- ・空気環境測定実施者の資格を証する書面（空気環境測定実施者講習会修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し）
- ・作業実施方法等

3. 登録の基準

（1）物的要件

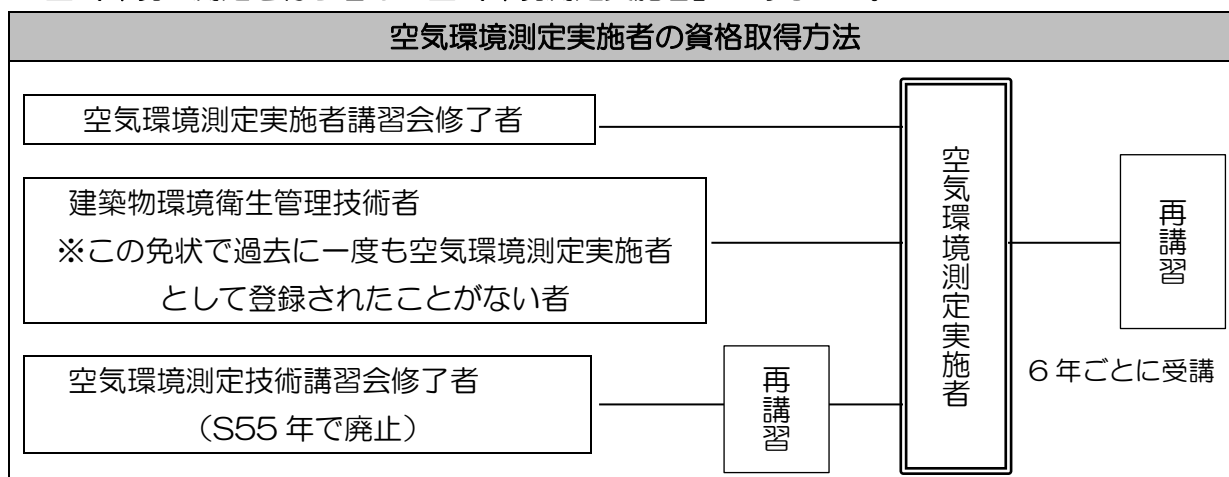
次の機械器具等を所有していること。

機械器具			
① 粉じん計	グラスファイバーろ紙を装着して相対沈降径がおおむね 10 μ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は（公財）日本建築衛生管理教育センターにより当該機器を標準として較正された機器		
② 一酸化炭素検定器	検知管方式	それぞれ1つずつ所有していること	または、これと同程度以上の性能を有する機械
③ 二酸化炭素検定器	検知管方式		
④ 温度計	0.5℃目盛		
⑤ 乾湿球湿度計	0.5℃目盛		
⑥ 風速計	0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計		
⑦ 測定作業に必要な機器	測定器固定用スタンド、台車等		

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借入れは認められません。同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

(2) 人的要件

ア 空気環境の測定を行う者は「空気環境測定実施者」であること。



(注1) 登録有効期間経過後、引き続き建築物環境衛生管理技術者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、再講習を修了していなければなりません。

(注2) 空気環境測定実施者は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません。）また、他の登録業種の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任もできません。

(3) その他の要件

清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。

ア 空気環境の測定方法

◎空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（厚生省令第2号）第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。（告示第117号 第二の一）

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2第1号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

イ 測定器の点検・校正等の方法、これらの記録の保存方法
◎空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。（告示第117号 第二の三）
ウ 測定結果の保存期間
◎空気環境の測定の結果を5年間保存すること。（告示第117号 第二の二）
エ 業務の実施者及び委託した業務の実施状況の把握方法
◎空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がア及びイに掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、測定結果の保存は自ら実施すること。（告示第117号 第二の四）
キ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
◎建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対し、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。（告示第117号 第二の五）

4. 主な関係機関（令和7年3月時点）

事項	実施機関	所在地	電話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	東京都千代田区 大手町一丁目6-1	03(3214) 4624

5. その他必要な手続きについて

(1) 変更の届出

登録業者は次の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

- ・氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
- ・空気環境測定実施者
- ・作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に使用する機械器具その他の設備の維持管理の方法

【届出に必要なもの】

○登録事項等変更届出書（様式第 5 号）

○添付書類

ア 主要な機械器具の変更の場合

変更後の機械器具の概要を記載した書面

イ 空気環境測定実施者の変更の場合

変更後の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類

ウ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合

変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(2) 廃止の届出

登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○登録事業廃止届出書（様式第 6 号）

○添付書類

・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

（３）書換え交付の申請

登録業者は、変更の届出(登録証明書の記載事項に変更を生じるものに限る。)をしたときは、保健所長に登録証明書の書換え交付を申請することができます（手数料なし）。

【届出に必要なもの】

○登録証明書書換え交付申請書（様式第 7 号）

○添付書類

・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

（４）再交付の申請

登録業者は、登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、保健所長にその再交付を申請することができます（手数料なし）。

【届出に必要なもの】

○登録証明書再交付申請書（様式第 8 号）

○添付書類

・登録証明書（破損又は汚損の場合に限る。）

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

様式第 4 号（第 4 条関係）

登録申請書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		受 付 欄
申請者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けようとする事業の区分		
営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の責任者の氏名		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者・実施者等の別	氏 名	業 務 範 囲	経験年数	資 格 の 種 別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

作業実施方法等

年 月 日現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業 編 成			
作業 手 順 等			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

作 業 実 施 方 法 等

年 月 日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

苦情および緊急の連絡に対する体制

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第5条関係）

登録事項等変更届出書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により登録を受けた事項について、次のとおり変更が生じたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日		年 月 日
変更 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第 6 号（第 5 条関係）

登録事業廃止届出書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による登録を受けた事業を廃止しましたので、同法施行規則第 33 条第 1 項の規定により届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
事業廃止年月日		年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書

様式第7号（第6条関係）

登録証明書書換え交付申請書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行 細則第6条の規定により、次のとおり登録証明書の書換え交 付を申請します。		受 付 欄
申請者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日		年 月 日
変更 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書

様式第 8 号（第 7 条関係）

登録証明書再交付申請書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行 細則第 7 条の規定により、次のとおり登録証明書の再交付を 申請します。		受 付 欄
申請者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
再交付を受ける理由		

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- 2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 添付書類 登録証明書を破損し、又は汚損した場合は、当該登録証明書

登録証明書紛失届

届 出 者 氏 名

届 出 者 住 所

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

登録を受けた事業の区分

私は、登録証明書を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、登録証明書を発見したときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届 出 者

（ 宛 先 ）

大 津 市 保 健 所 長 様

建築物空気環境測定業の記載例

様式第 4 号（第 4 条関係）

登録申請書		受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添え て申請します。		〇〇年〇〇月〇〇日
申請者	ふ り が な 氏 名	かぶしきがいしゃおおつしやくしよ 株式会社大津市役所 だいひょうとりしまりやく おおつたろう 代表取締役 大津 太郎 年 月 日生
	住 所	〒520-8575 大津市御陵町3-1 電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
登録を受けようとする事業の区分		建築物空気環境測定業
営業所の名称		株式会社大津市役所 大津営業所
営業所の所在地		大津市浜大津四丁目1-1
営業所の責任者の氏名		大津 花子

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

登録申請書の日付と同一にすること。

設 備 ・ 機 器 名 簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日
浮遊粉じん測定機器	大津株式会社製 OOTSU-100V	2	〇〇年〇〇月
一酸化炭素測定器	大津株式会社製 OOTSU-100S	1	〇〇年〇〇月
二酸化炭素測定器	大津株式会社製 OOTSU-100R	1	〇〇年〇〇月
温度計	大津株式会社製 〇〇式乾湿計	1	〇〇年〇〇月
湿度計	大津株式会社製 〇〇式乾湿計	1	〇〇年〇〇月
風速計	滋賀株式会社製 SHIGA-80V	1	〇〇年〇〇月
(その他空気環境測定に必要な器具)			
測定固定用スタンド	滋賀株式会社製 SHIGA-50R	2	〇〇年〇〇月
「作業実施方法等」記載する機械器具と整合させること。			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

監督者等名簿

登録申請書の日付と同一にすること。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者・実施者等の別	氏 名	業 務 範 囲	経験年数	資 格 の 種 別	資格取得年月日
(注1) 空気環境測定実施者	大津 太郎	(注2) 空気環境測定作業全般	15年	(注3) 空気環境測定実施者講習会修了 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇日

測定実施者が複数いる場合には、
それぞれの業務分担を記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) 〇〇講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

登録申請書の日付と同一にすること。

作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業 編 成	第1班	大津 太郎	浮遊粉じん測定機器、一酸化炭素測定器、二酸化炭素測定器、温度計、湿度計、風速計、測定固定用スタンド
作業 手 順 等	以下の事項について記載すること。 ・ 空気環境の測定方法 ・ 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法 ・ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 ⇒記載例は、次のページ		

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

作業手順等	1 空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規第3条の2第1号に定める方法に準じて、通常の使用期間中の1日2回(おおむね始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な二時点)、各階毎に居室の中央部の床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、次のとおり実施する。 (1) 温度 : 0.5度目盛の温度計にて測定する。 (2) 相対湿度 : 0.5度目盛の乾湿球湿度計にて測定する。 (3) 気流 : 0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計にて測定する。 (4) 二酸化炭素 : 検知管方式による炭酸ガス検定器にて測定する。 (5) 一酸化炭素 : 検知管方式による一酸化炭素検定器にて測定する。 (6) 浮遊粉じん量 : 〇〇(公益財団法人 日本建築衛生管理教育センターにより較正された機器)にて測定する。 2 空気環境の測定に用いる測定器は、定期的に目視による点検を行い、必要に応じ、較正、整備又は修理を行う。 3 浮遊粉じんの測定器については、1年以内ごとに1回公益財団法人日本建築衛生管理教育センターで較正を受ける。 4 測定器の点検等の記録は、測定器ごとに整理して保管する。 5 作業終了後、測定結果報告書を2部作成し、1部を依頼者へ提出し、もう1部は保存責任者を選出し、自社で5年間保存する。 測定結果保存責任者:大津太郎
-------	---

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

作業実施方法等

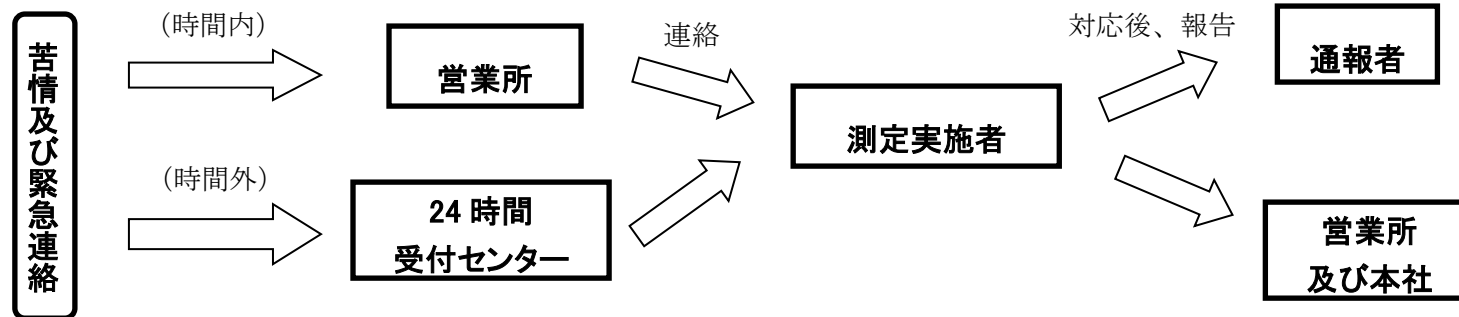
登録申請書の日付と同一にすること。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

- ① 建築物登録業者の中から委託先を検討する。
- ② 委託候補者の作業内容の下見し、また、過去の実績及びクレーム状況を把握した上で委託を決定する。なお、業務を委託する時は、あらかじめ依頼者に受託者の氏名、委託する業務の範囲及び期間等を通知する。
- ③ 業務委託後は、受託者から業務の実施状況について定期的に報告を受け、その業務内容が適切であるか常時確認する。

苦情および緊急の連絡に対する体制



(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。